診療報酬明細書等の開示請求をされる方へのお知らせ(本人用)

鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療に関する診療報酬明細書等の開示請求があった場合、診療上の支障が生じないこと等を保険医療機関等へ確認した上で開示しております。「診療報酬明細書等開示請求書」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」を御覧いただき、必要書類等を持参の上、手続されるようお願いします。

1.開示請求ができる方

次のいずれかに該当される方に限ります。

- (1) 開示請求を行う診療報酬明細書等に記載されている被保険者 被保険者であった方を含みます。
- (2) (1)の方が成年被後見人の場合における法定代理人
- (3) (1)の方が開示請求をすることにつき委任をした代理人(任意代理人)

2. 開示請求に必要な書類

広域連合事務局又はお住まいの市町村後期高齢者医療担当窓口へ、開示請求ができる方本人が、次の書類等を直接持参の上で手続してください。

- (1) 診療報酬明細書等開示請求書
- (2) 開示請求を行う方の本人確認ができる書類(詳細は裏面のとおり) 窓口における開示請求の手続が困難な場合については、郵送による手続も可能で す(書類の送料は、開示請求者の負担となります。)。

3. 開示請求を行う方の本人確認

開示請求ができる方は上記1の該当者本人に限っており、また、手続等に当たっては、 開示請求をされる方本人であることを確認するため必要書類の提示を求めていますが、これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことであり、御理解 をお願いします。

4.保険医療機関等に対する事前確認

診療報酬明細書等の開示に当たっては、本人の診療上支障が生じないことを、当該保険 医療機関等に事前に確認する必要があります。

したがって、開示することについて支障があると判断された診療報酬明細書等は、開示できませんので御理解をお願いします。

5.診療内容に関する照会

広域連合では、診療内容についての照会に対してはお答えできませんので御了承ください。

6. 開示決定等の事務処理

(1) 診療報酬明細書等開示請求書を広域連合が受理した日から、15日以内に開示等の決定を行いますが、保険医療機関等への確認等のために延長することがあります。

(2) 開示の実施については、診療報酬明細書等開示請求書で指定された方法により行います。

なお、郵便による交付を希望された場合には、送料(郵便切手等)を負担していた だくことになります。

7.部分開示及び不開示決定に関する問い合わせ窓口

鹿児島県後期高齢者医療広域連合事務局

業務課(電話:099-206-1398 fax:099-206-1395)

8.本人確認に必要な書類(郵送による開示請求の場合は書類の写しとします。)

後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証等、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、運転免許証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(写真が貼付されているものに限る)、共済年金証書、恩給証書、旅券(パスポート)等請求書に記載された氏名、住所(居所)が同一であることを確認できるもの

郵送により開示請求を行う場合は、これら書類のうち複数のものの写しを添付してください。

【上記以外に必要な書類】

(1) 被保険者本人が開示請求する場合

婚姻等のため、開示請求書の提出時に氏名と開示請求をする診療報酬明細書等の診療時の氏名が異なる場合は、旧姓等を確認できる書類を添付してください。

(2) 法定代理人が開示請求する場合

被保険者が成年被後見人であること及び開示請求される方が成年後見人であることを確認できる登記事項証明書その他の法定代理関係を確認し得る書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

(3) 任意代理人が開示請求する場合

被保険者から診療報酬明細書等の開示請求に関する委任があることを確認できる次に掲げる書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

開示請求にかかる委任状(被保険者本人の署名・押印があるもの)、委任状に押印された印の印鑑登録証明書

9. その他

- (1) 診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容のすべてが記載されているものではないことを御理解願います。
- (2) 開示請求があった診療報酬明細書等について、その存在が確認できない場合には、開示できないことを御了承願います。
- (3) 調剤報酬明細書を開示する場合は、保険薬局へ開示する旨をお知らせすることを御了承願います。